

# 子ども新聞記者から寄せられた 質問とそれへの回答 (2010年7月)

Q

## 【日本語による質問】

島根県のweb竹島問題研究所の担当者こんにちは。私は\*\* \*\* 子ども新聞記者、慶尚北道\*\* \*\* に居住している\*\* \*\* \*\* です。なぜ竹島は日本の領土だと主張しているかについて質問するために、メールいたしました。

&

A

## 【回答】

\*\* \*\*様

このたびは、ご質問をいただき、ありがとうございます。下記のとおり回答いたします。ただし、この回答は、日本「政府」の見解というべきものではありませんので、この点、誤解のないようにお願いします。

竹島の帰属については、日韓両国の主張に大きな隔たりがあります。領土問題の解決の第一歩は、相手方の主張を知ることです。今回のご質問と私どもの回答は、まさにその第一歩になるものと存じます。私どもも、できる限り韓国の方々がどのような理由で竹島が自国のものだと考えておられるのかを知りたいと思います。



問1：なぜ日本が竹島を日本領土だと主張しているか教えてください。

答1：竹島が日本の領土である理由について

## (1) 歴史的な理由

### ポイント！

①幕府の免許を受けてアワビの採取やアシカの捕獲などを行っていた

②江戸時代に日本政府は鬱陵島への渡海を禁止したが竹島へ行くことは禁止していない

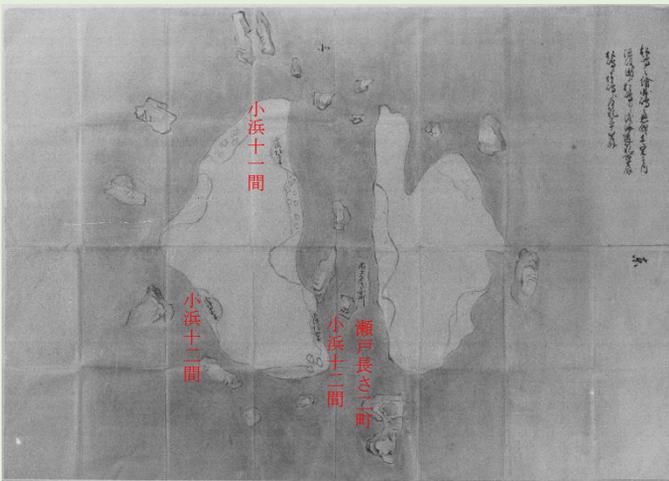
### くわしい説明はこちら！

①17世紀に当時の日本政府（江戸幕府）の免許を受けて、現在の鳥取県の商人が毎年鬱陵島と現在の竹島に出かけてアワビの採取やアシカの捕獲などを行っていました。（その当時日本では鬱陵島を竹島、現在の竹島を松島と呼んでいました。）

②・17世紀末、鬱陵島への出漁をめぐる日本と朝鮮王国の間で問題が起こり、話し合いの結果、当時の日本政府は鬱陵島への日本人の渡航を禁止しました。このとき現在の竹島は両国政府間で話し合いの対象にはなっていません。また、日本政府は現在の竹島へ行くことは禁止していません。

・19世紀はじめに鬱陵島へ渡航した八右衛門という人が処罰される事件が起こりましたが、そのときの裁判の記録からも、現在の竹島が日本の領土と考えられていたことがわかります。

東西二つの島と周辺の岩礁、瀬戸の幅、猟場、船着き場など、実際の知識に基づく正確な松島（現在の竹島）の地図も作られた

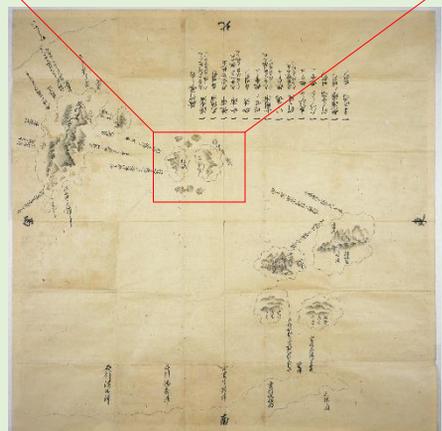


「松嶋絵図(写真)」全体図(モノクロ)  
米子市立山陰歴史館所蔵



松嶋拡大図

船すへ場・・・渡航した時に船を係留する場所



「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」鳥取県立博物館所蔵

## (2) 国際法上の理由

### ポイント!

①「占有の証拠を多く示すことができるかどうかで判定される

②日本は行政権行使を継続的に行った

③第2次世界大戦後も竹島の日本の領土としての地位に変更はなかった

### くわしい説明はこちら!

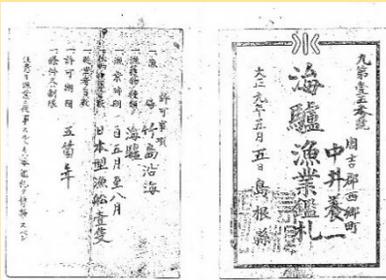
①国際法上、ある土地（島など）がA、Bどちらの国の領土であるかはその国がその土地を自分の領土にするという意思を持ち、その意思を表わし、国家としてその土地を占有するその証拠をA、Bどちらの国が多く示せるかです。（ただし、領土問題が起こったあとで、自分の立場を強めようとしてことさら行ったことは証拠になりません。）

②1905年、日本政府は竹島が他国によって占有されていないことを確かめたうえで、島根県に入れることを閣議で決定しました。その後、島根県知事による所属と島名の告示、土地台帳への登録、漁業の許可と国有地使用料の徴収などさまざまな行政権行使を継続的に行いました。竹島は、江戸時代に日本人だけの活動の場でしたが、そのことに加え、1905年以来的の実効的な占有により、日本の領土であることが国際法上も確実に became.

③第2次世界大戦後の1951年9月日本はアメリカなどの連合国とサンフランシスコ平和条約を締結しました。この条約では日本は「済州島、巨文島及び鬱陵島を含むKorea」を放棄すると規定しています。この条約の起草過程で1951年7月韓国はアメリカに「Dokdo」を含めるように条文を変更してほしいと要請しましたが、アメリカは8月、竹島は日本の領土だと言って韓国の要請を断りました（この記録はアメリカの外交文書集に載っています）。このように、第2次世界大戦後も竹島の日本の領土としての地位に変更はありませんでした。



島根県告示第41号 1905年2月22日  
島根県知事の松永武吉は島の名前を竹島とし、隠岐島司の所管とすることを告示しました。



漁業鑑札  
1905年4月14日、竹島でのアシカ猟は島根県の許可を受けた人ができるようになりました。その後許可を受けた人には「漁業鑑札」が発行されました。現在は隠岐島漁業協同組合連合会が竹島で漁業をする権利を持っています。



ラスク書簡 1951年8月10日  
サンフランシスコ平和条約の起草過程で1951年7月、韓国はアメリカに「Dokdo」を含めるように条文を変更してほしいと要請しましたが、アメリカは8月、竹島は日本の領土だと言って韓国の要請を断りました。それがこの手紙「ラスク書簡」に書かれています。

「独島すなわち竹島なしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことは決してない。1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われな  
い。・・・」

問2：日本は、遅くとも江戸時代に竹島の存在を知っていたとする。韓国はそれよりはるかに高度な（ママ）512年に竹島を含む于山国を征伐したが、これに対するご意見はいかがですか？

答2：韓国が512年に竹島を含む于山国を征伐したとの主張に対する意見について

## ポイント！

①于山国は鬱陵島の別名、竹島（獨島）に関する記述はない

②18世紀の人が于山（島）は于山国の地だ、于山は日本でいう松島だと思ったということであり、512年の時点で竹島（獨島）が于山国の範囲に含まれていたということではない

③韓国の昔の文献や地図に「于山（島）」という島が出てきて、韓国ではこの于山（島）が竹島（獨島）だと考えていると承知するが、それは、于山（島）という名前の島があるという知識があったということにとどまるのではないか

## くわしい説明はこちら！

①512年に于山国を征伐したというのは、『三國史記』という12世紀に編まれた本に登場する話です。その個所（新羅智証王13年）には、「于山国は溟州の東の海島にあり、鬱陵島とも呼ばれる。その地は方百里である（于山國在溟州東海島或名鬱陵島地方一百里）」とあります。この記事から、于山国は鬱陵島の別名であることが知られます。竹島（獨島）に関する記述はありません。

②それでは、于山国に竹島（獨島）が含まれるという話は何かということ、『東國文献備考』という18世紀後半に編まれた本に「鬱陵、于山は皆于山国の地である、于山はすなわち倭のいう松島である」という記述があるということです（この記述はその後19世紀に編まれた『萬機要覽』という本などにも受け継がれます）。この話は、17世紀末に日本に来た安龍福が、日本で松島について聞き、松島を韓国の地図にあった于山島に当てはめたこと、安龍福の話が18世紀前半に編まれた『肅宗實錄』に載ったこと由来します。つまり、18世紀の人が于山（島）は于山国の地だ、于山は日本でいう松島だと思ったということであり、512年の時点で竹島（獨島）が于山国の範囲に含まれていたということではありません。

③ところで、日本では江戸時代には竹島の「存在を知っていた」ということではなく、国民が政府の許可を受けて実際にこの島で漁獵活動を行っていました。韓国の昔の文献や地図に「于山（島）」という島が出てきて、韓国ではこの于山（島）が竹島（獨島）だと考えていると承知しますが、それは、于山（島）という名前の島があるという知識があったということにとどまるのではないのでしょうか。

問3：現在、韓国と日本が互いに自分の主張だけを掲げているようです。今後、この問題の解決の方針やビジョンを提示してください。

答3：竹島問題解決の方針やビジョンについて

### ポイント！

①問題の解決に向けた第一歩は、相手方の主張を知ること

②資料をきちんと読み解いていく

### くわしい説明はこちら！

①どんな問題でもそうですが、議論があるということは、どちらの側にもそれなりの理由があるということです。もし一方が100%正しくて他方が100%間違いだとしたら、議論にもなりません。問題の解決に向けた第一歩は、相手方の主張を知ることです。政府も国民も、相手方の主張を正しく理解し、特に自分に不利な主張に耳を傾ける必要があります。また、自分の主張を「本当にそうなのか」と問い直すことも必要でしょう。

②次の一歩は、自分の主張についても、相手方の主張についても、根拠はなにか、史料・資料に基づいているかを検証することでしょう。その上で、その史料・資料を、独りよがりな解釈をしていないかということに気をつけながら、きちんと読み解いていく必要があります。

問4：竹島は島根県にどんな手助けになると思って、どうして竹島を日本領土と思うんですか？

答4：島根県における竹島の価値について

### ポイント！

①竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島（おきのしま）町に属し、竹島周辺海域は豊かな漁場

②日本の領土である竹島、島根県の一部である竹島に近づくこともできないことが問題

### くわしい説明はこちら！

①竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島（おきのしま）町に属します。竹島周辺海域は豊かな漁場ですが、竹島の問題が解決しないので経済水域の画定ができず、日韓漁業協定では広大な海域が「暫定水域」とされています。暫定水域では各々の国のルールに従って漁業をすることになっており、漁を休む期間や漁をしない水域、漁に使う道具など日韓両国の操業ルールが異なるため、さまざまな問題が起こっています。

②しかし、水産業の発展や漁業資源の保存のために竹島が日本の領土だと言っているわけではありません。これは本末転倒です。われわれが日本の領土であると信じる竹島、島根県の一部である竹島に対して韓国が自国領だと主張し、その島に近づくこともできないことが問題なのです。

問5：これから竹島に対する政策はどうで韓国政府とどんなふうに妥協するつもりですか？そして島根県の住民たちの望むことはどうですか？

答5：竹島に関する政策、韓国政府との妥協、島根県民の要望について

**ポイント！**

**一日も早く竹島問題が解決することを望んでいる**

**くわしい説明はこちら！**

領土問題は国家間の問題であり、日韓両国政府の間の外交交渉で解決が図られるべき問題です。島根県民は、日本政府がしっかりと外交交渉を行い、一日も早く竹島問題が解決することを望んでいます。

問6：鬱陵島から竹島までの距離は87.4kmなのにOki（隠岐）までは157.5kmで大きい差があるのにこれに対してはどう思いますか？

答6：隠岐より鬱陵島のほうが竹島までの距離が近いことについて

**ポイント！**

**①近いか遠いかは、その島がどちらの国の領土であるかを定める基準にはならない。日韓どちらの国がよりいっそう確実な領有根拠を示せるか**

**②人の住んでいた土地との関係として、竹島（獨島）から韓国の本土までの距離と隠岐までの距離を比較すべきだという議論も**

**くわしい説明はこちら！**

①国際法上、近いか遠いかは、その島がどちらの国の領土であるかを定める基準にはなりません。おもな島の領海内にある小島が主島と運命をともにすることはあります（「陸地、島および海の境界紛争に関する事件」（エルサルバドル対ホンジュラス）に対する国際司法裁判所の判決1992年など）。しかし、竹島（獨島）は鬱陵島から90kmも離れているので、鬱陵島が韓国の領土だから竹島（獨島）も韓国の領土だということではなく、竹島（獨島）の領有関係は独自に決まります。つまり、この島に対して日韓どちらの国がよりいっそう確実な領有根拠を示せるかということです。

②なお、距離を問題にするなら、隠岐には多くの人が続いて住んでいたのに対し、鬱陵島は数百年にわたり住民がなく、19世紀末になって植民が始まったことを考慮する必要があるかもしれません。つまり、人の住んでいた土地との関係として、竹島（獨島）から韓国の本土までの距離と隠岐までの距離を比較すべきだという議論もあります。

問7：日本はこの前に鬱陵島を竹島で、竹島を松島と呼んだと言います。これは竹島の名前もまともに分からなかったということだが、ここに対して見解はどうですか？

答7：竹島の島名の変遷についての見解について

## ポイント！

①現在の竹島の島名は、江戸時代には「松島」、江戸時代の終わりから明治時代にかけて「リアンクール島」、1905年からは「竹島」

②竹島の名称の由来は、きちっと経過をたどることができる



古くからの呼び方



19世紀後半の呼び方

【出典】 <http://www.cas.go.jp/jp/ryodo/taiou/takeshima/takeshima01-02.htm>  
内閣官房 領土・主権対策企画調整室  
トップ > 国際社会の法と秩序を尊重する日本の対応 > 竹島 > 明治期における竹島の島根県編入

## くわしい説明はこちら！

①日本では江戸時代を通じ、鬱陵島を「竹島」、現在の竹島を「松島」と呼んでいました。このことは、鳥取藩の文書など多くの記録によって確認できます。一方18世紀末にフランス船とイギリス船があいついで鬱陵島を測量し、フランス船はダジュレ島 (Dagelet)、イギリス船はアーゴノート島 (Argonaut) と名付けました。しかも測量の数値が異なっていたため、西洋の地図には鬱陵島が二島に描かれることになりました。19世紀半ばドイツのシーボルト

(Siebold) という人が日本滞在中に竹島、松島があるという知識を得て、アーゴノート島を竹島、ダジュレ島を松島とした地図をヨーロッパで出版しました。アーゴノート島は後に存在しないことがわかり地図上から消え、それとともに竹島という名称も西洋の地図から消えました。以上の経過を経て、西洋の地図では、鬱陵島を「ダジュレ島・松島」とすることが定着しました。なお、現在の竹島は、西洋の地図上、フランス船の測量、命名により、リアンクール島 (Liancourt) とされました。さて、日本では、江戸時代の終わりから明治時代にかけて西洋の知識をさかんに取り入れました。その結果、日本で作られる地図でも、鬱陵島を松島とするものが主流になりました。1905年にリアンクール島を日本に編入する際、政府は島根県の意見を聞き、鬱陵島が今や「松島」と呼ばれているので、昔の「竹島」という名前を転用して、編入する島の名前にすることにしました。

②竹島の名称の由来は、以上のようにきちっと経過をたどることができます。もし混乱が起きたとすれば、西洋の文物の流入という未曾有の、世の中全体の混乱によるものです。ところで、韓国の「獨島」という呼称は、昔から一貫したものでしょうか。于山 (島) という名称だったという主張もあると承知しますが、なぜ于山 (島) ではなく獨島と呼ぶのでしょうか。

問8：竹島下には何の地下資源があってどんな経済的価値があるんですか？

答8：竹島の地下資源の経済的価値について

ポイント！

**領土は主権の問題であり、  
なにか資源があるから領土主張をするという話ではない**

くわしい説明はこちら！

竹島周辺海域の地下資源については承知していません。ご存知でしたら、教えてください。なお、4番の質問回答で書いたように、領土は主権の問題です。なにか資源があるから領土主張をするという話ではありません。韓国でもそうだろうと思います。

問9：韓国人は日本人の竹島関連の主張は誤っていると思っています。ここで考えてはいかがですか？

答9：考え直してはどうかという提案について

ポイント！

**根拠となる史料・資料を  
率直な気持ちで冷静に検討してみたい**

くわしい説明はこちら！

島根県は、竹島問題研究会を設置するなど竹島問題の調査研究に取り組んでいます。そのスタンスは、あくまでも史料・資料に基づき事実関係を明らかにしたうえで、問題を検討するということです。これまでの調査研究によると、竹島が日本の領土であることは間違いないと考えています。なお、多様な考えがあることは、とてもよいことです。日本人の中にも竹島が韓国の領土であると考えてる人もいます。また近年、韓国人研究者の中にも、18世紀の鬱陵島の地図（鬱陵島に行った検察使が作ったと考えられる地図）にある于山島は鬱陵島の東の沖に浮かぶ小島（韓国名「竹島」）であるとする人も出てきました。皆さまも、ぜひこの機会に自分の考えと異なる意見を知り、自分の考えについても、異なる考えについても、その考えの根拠となる史料・資料を率直な気持ちで冷静に検討してみたいと思います。

終わりに



領土問題の解決の第一歩は、相手方の主張を知ることです。今回の質問と回答は、まさにその第一歩になるものです。私たちも、できる限り韓国の方々がどのような理由で竹島が自国のものだと考えておられるのかを知りたいと思います。





韓国の子ども新聞記者  
さんに聞いてみよう！



**質問 1**

韓国には、韓国の人実際に竹島（獨島）へ行ってその島で活動した記録や、その島へ行った人の実際の知識をもとに作られた地図があるのでしょうか。



**質問 2**

韓国の人実際に竹島（獨島）へ行って漁業などをした記録があるのでしょうか。



**質問 3**

韓国の「獨島」という呼称は、昔から一貫したものでしょうか。于山（島）という名称だったという主張もあると承知しますが、なぜ于山（島）ではなく獨島と呼ぶのでしょうか。

